

成田市国家戦略特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例を制定するについて

工場立地法

【目的】 工場立地の段階から周辺的生活環境との調和を保つ基盤を整備し、生活環境の保全を図る

【概要】 特定工場（※）は、生産施設面積率、緑地面積率、環境施設面積率等を定めた準則を守るよう義務付け、工場の新設や生産施設の増設等をする場合、市に届出が必要

※特定工場（製造業、電気・ガス供給業等で、敷地面積が9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の工場）

現 状

国が定めた基準の範囲内で準則（条例）を制定

用途地域	緑地面積率	環境施設面積率
工業専用地域	10%以上	15%以上
工業地域 準工業地域	15%以上	20%以上
その他の地域	20%以上	25%以上

特 例

周辺環境との調和の確保を図り、条例で定めることにより特定工場の敷地面積に対する緑地面積率等を緩和

用途地域	緑地面積率	環境施設面積率
工業専用地域（豊住・野毛平・大栄工業団地） 工業地域（成田新産業パーク）	1%以上	1%以上
工業地域（上記を除く）、準工業地域	15%以上	20%以上
その他の地域	20%以上	25%以上

成田市地球環境保全協定を締結し、継続的に同協定に基づく取組みを行うことを条件に、緑地面積率等を1%以上とすることが可能に

特例認定までの経緯

令和3年 8月：国家戦略特別区域法改正により特例措置化



令和3年11月：内閣府に認定申請を提案



令和4年 3月：内閣総理大臣から特例の認定（全国初の認定）